**クリーニング所関係手続きについて**

**各種届出や相談窓口は施設を開設する区の**

**福祉保健センター生活衛生課環境衛生係（担当）までお問合せください**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区** | **電話番号** | **FAX番号** | **区** | **電話番号** | **FAX番号** | **区** | **電話番号** | **FAX番号** |
| **鶴　見** | **510-1845** | **510-1718** | **保土ケ谷** | **334-6363** | **333-6309** | **青　葉** | **978-2465** | **978-2423** |
| **神 奈 川** | **411-7143** | **411-7039** | **旭** | **954-6168** | **952-1504** | **都　筑** | **948-2358** | **948-2388** |
| **西** | **320-8444** | **320-2907** | **磯　子** | **750-2452** | **750-2548** | **戸　塚** | **866-8476** | **866-2513** |
| **中** | **224-8339** | **681-9323** | **金　沢** | **788-7873** | **784-4600** | **栄** | **894-6967** | **895-1759** |
| **南** | **341-1192** | **341-1189** | **港　北** | **540-2373** | **540-2342** | **泉** | **800-2452** | **800-2516** |
| **港　南** | **847-8445** | **846-5981** | **緑** | **930-2368** | **930-2367** | **瀬　谷** | **367-5752** | **367-2843** |

１　クリーニング所開設までの流れ(※無店舗取次店を除く)

構造設備の基準がありますので、**工事着工前に**施設がある区の生活衛生課(環境衛生係もしくは環境衛生担当)まで図面をお持ちいただきご相談ください。事前にお電話にて予約いただけますとスムーズです。

(1)　事前相談

届出時に必要なものは「２　開設届出時に必要なもの」をご参照ください。正式な届出を受理してから適合確認書交付の決定まで標準処理期間は1週間です。  
※書類が全て揃ってからの期間です。書類に不備があった場合や内容補正等により、期間が延びる可能性がありますので、余裕を持った届出をお願いします。

(2)　書類の提出

(3)　施設の確認検査

開設届出の内容と相違がないことを現地で確認します。

不備がある場合は改善後に再検査となります。

(4)　適合確認書交付

施設確認検査及び書類審査後に適合確認書を福祉保健センターで交付します。

(5)　営業開始

※横浜市内で無店舗取次店(クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗)を営業する場合の届出は手続きや必要書類が異なりますので、営業しようとする区域の主な部分を所管する区の福祉保健センターへお問い合わせください。

２　開設届出時に必要なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必要部数 | 備考 |
| １　開設届出書 | １部 |  |
| ２　平面図 | ２部 | 構造設備の配置があり、寸法が記入されたもの(一般店で水洗いを行う場合、排水設備の系統図も併せて添付すること) |
| ３　付近の見取図（店舗周辺の案内図） | １部 |  |
| ４　クリーニング師免許証【原本】★ | 有資格者の人数分 | ※一般店ではクリーニング師の登録が必須です |
| ５　クリーニング師研修修了証【原本】★ | 修了者の  人数分 | 従業員が直近３年度のうちに研修を受講している場合呈示してください。 |
| ６　業務従事者講習修了証【原本】★ | 修了者の  人数分 | 従業員が直近３年度のうちに講習を受講している場合呈示してください。 |
| ７　洗濯物の消毒方法とその工程、消毒設備の詳細を示した書類 | ２部 | 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合に添付してください。(必要書類の詳細については、施設所在区の福祉保健センターへ御相談ください。) |
| ８　他に営業するクリーニング所の施設名、所在地、従事者数、クリーニング師の名前が確認できる書類 | １部 | 市内で他に届け出ているクリーニング所がある場合は添付してください。 |
| ９　手数料(16,000円) |  | 現金で徴収します。 |

★が付いた書類は確認後返却します。

３　構造設備例

(一般店：洗濯又は仕上げを行う場合)

赤い線で囲われた範囲が営業所面積です。

寸法・面積は壁芯から計測してください。

**カウンター**

**未処理品**

**処理済品保管設備  
(戸棚・パイプハンガー等)**

**ドライ機**

**仕上台**

**包装機**

**プレス機**

**換気**

**苦情の申出先**

**衣類等の保管**

**乾燥機**

**洗濯機**

**従業員控え室**

**クリーニング師**

**免許証の掲示**

※従業員控室など作業に関わらない部分は含まれません

従業員のうち代表者１名の免許証を掲示してください。

申し出先となるクリーニング所を明示してください。

未処理品と処理済品を分けて保管してください。

**洗濯に使用する薬品及び溶剤等の保管**

**洗濯又は仕上げが終わった衣類等の保管場所**

密閉容器等を用いて、安全な場所に保管してください。

専用の戸棚等に収納する、又は汚染防止用の包装を行う等して保管してください。

**廃液及び廃棄物の処理**

溶剤を使用する場合は、廃液や廃棄物の処理を適正に行ってください。

換気状態を良好に保つため、必要に応じて設備を用意してください。

**洗濯機・脱水機**

**洗い場**

**区画**

業務用に洗濯機と脱水機(洗濯機・脱水機を兼ねるものでもよい)を最低１台設置してください。

作業と直接関わらない場所は壁、ガラス戸、板戸等で天井まで区画してください。

床面から１メートル以上の高さまで不浸透性材料で腰張りをしてください。

４　構造設備例

(取次店：洗濯物の受取及び引渡しのみを行う場合)

赤い線で囲われた範囲が営業所面積です。

　　寸法・面積は壁芯から計測してください。

　　※従業員控え室など作業に関わらない部分は含まれません。

申し出先となるクリーニング所を明示してください。

**カウンター**

**未処理品**

**作業台**

**換気**

**苦情の申出先**

**処理済品保管設備  
(戸棚・パイプハンガー等)**

**従業員控え室**

**区画**

**衣類の保管場所**

換気状態を良好に保つため、必要に応じて設備を用意してください。

未処理品と処理済品を

分けて保管してください。

作業と直接関わらない場所は壁、ガラス戸、板戸等で天井まで区画してください。

**洗濯又は仕上げが終わった衣類等の保管場所**

専用の戸棚等に収納する、又は汚染防止用の包装を行う等して保管してください。

５　クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

**開設届出書**

✒必要な書類

「２　開設届出時に必要なもの」をご覧ください。

新たに営業を開始する場合や、開設者が変更、

施設が移転した場合等に提出します。

(例)・開設者が変更

・個人→法人へ変更(法人→個人を含む)

・施設移転

・施設を大幅に増改築

・施設の建て替え

※施設を変更する際は、着工前に

福祉保健センターへ相談してください。

✒必要な書類

○開設届出事項変更届出書

○変更内容を確認できる書類

・**施設の変更**→変更前の平面図１部、変更後の平面図２部

・**従業員の新規雇入れ**

→クリーニング師免許【原本】★※1、クリーニング師研修又は業務従事者講習の修了証【原本】★※2

※１　資格を有している場合のみ

※２　直近３年度内に修了している場合のみ

★が付いた書類は確認後返却します

**開設届出事項変更届**出書

開設届出の内容に変更があった場合に提出します。

(例)・法人代表者が変更

・開設者の氏名(改姓や改名)、住所変更

・従業員の変更(新規雇い入れ、解雇等)

・店名の変更

等

※施設を変更する際は、着工前に

福祉保健センターへ相談してください。

**相続承継届出書**

✒必要な書類

○相続承継届出書

○戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

○相続人全員の同意書（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者が届出をする場合）

○市内で他にクリーニング所もしくは無店舗取次店を営業している場合はその名称、所在地(無店舗取次店にあっては車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号)、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類

営業者に相続が発生し、相続人が

クリーニング所の営業を承継する場合に

提出します。

**合併・分割承継届出書**

✒必要な書類

○合併・分割承継届出書

○登記事項証明書(合併後存続する法人又は合併により設立された法人のもの)

○市内で他にクリーニング所もしくは無店舗取次店を営業している場合はその名称、所在地(無店舗取次店にあっては車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号)、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類

法人の合併又は分割によりクリーニング所の

営業を承継した場合に提出します。

✒必要な書類

〇営業譲渡承継届出書

〇営業の譲渡が行われたことを証する書類

○市内で他にクリーニング所もしくは無店舗取次店を営業している場合はその名称、所在地(無店舗取次店にあっては車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号)、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類

**営業譲渡承継届出書**

既存の営業者から新たな営業者が

事業を譲り受けた場合に提出します。

✒必要な書類

○廃止届出書

**廃止届出書**

営業をやめた場合に提出します。



各種届出様式は横浜市HPに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/eisei/kankyo.html>

令和６年５月改訂

作成：横浜市医療局生活衛生課

TEL：045-671-2456

FAX：045-641-6074

MAIL：ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp